

健水発0228第4号
平成24年2月28日

各登録水質検査機関 殿

厚生労働省健康局水道課長

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件、資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件並びに給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件等について

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める項目に係る検査方法については、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」という。）により定められているところであり、資機材等の材質に関する試験（平成12年厚生省告示第45号。以下「資機材等試験告示」という。）並びに給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成9年厚生省告示第111号。以下「給水装置試験告示」という。）については、従前より検査方法告示との整合を図りつつ、試験方法が定められてきたところである。

今般、新たな知見や情報等を踏まえ、検査方法の一部が改正されることとなり、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第66号）、資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第65号）並びに給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第64号）が平成24年2月28日に公布され、平成24年4月1日から適用されることとなった。

これらの改正を踏まえ、下記第1のとおり、施行に当たっての留意事項をとりまとめたので、貴職におかれでは、下記第1に留意の上、遺漏なきよう願いたい。また、下記第2のとおり関係通知について必要な改正を行うこととしたので、御承知おき願いたい。

記

第1 検査方法告示等の改正内容及び留意事項

1. 新たな検査方法の追加

検査方法の柔軟な見直しを行うため、本告示に導入すべき検査方法を公募し、検討を行った結果に基づいて、検査方法の改良を行う。

クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の検査方法として別表第17の2を、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールの検査方法として別表第27の2を、非イオン界面活性剤の検査方法として別表第28の2をそれぞれ追加する。別表第28の2の追加に伴い、資機材等試験告示及び給水装置試験告示に規定する非イオン界面活性剤に係る浸出液の分析方法に固相抽出-高速液体クロマトグラフ法を追加する。

ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールの分析精度を向上させ、並びに塩析を省略可能とするため、別表第25、第26及び第27を内部標準法により行うこととする。

ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析計を使用する別表第15及び第26について、対象物質を濃縮することにより低い濃度まで測定することができるトラップ操作を使用可能とする。

別表第 27 について、脱水が不完全な場合であっても有機溶媒への水の混入を防止する脱水用カラムを使用可能とする。

別表第 28 について、固相カラムとして通液速度を速めることができるディスク型の使用を可能とする。

2. 信頼性確保に係る改正

水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）が水質検査を委託する際の水質検査の信頼性確保に関する取組を示すため、平成 23 年 10 月 3 日に水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）を改正し、水道事業者等による水質検査の委託に関する規定を追加するとともに、登録水質検査機関の水質検査に関する規定並びに国による登録水質検査機関への指導及び監督に関する規定を改正したところであり、検査方法告示についても水質検査の信頼性確保の観点から検査方法の明確化等を行う。

主な改正事項は以下のとおり。

（1）総則的事項の追加

検査方法告示本文に新たに総則的事項を設けることとし、以下の条項を追加する。

ア. 高濃度試料を取り扱う場合の汚染防止措置

水質検査を行う検査施設において、水道により供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水その他これらに類する水以外の試料（以下「高濃度試料」という。）を取り扱う場合については、検査室を適切に区分することとし、区分できない場合には次の 3 つの事項について措置を講ずること。

- 1) 水質検査を行っている間は、高濃度試料の試験操作を行わないこと。
- 2) 高濃度試料の試験操作を行っている間は、検査室を十分に換気すること。
- 3) 水質検査を行う前に、精製水又は有機溶媒を用いて別表に示す試験操作を行い、器具及び装置が汚染されていないことを確認すること。

イ. 内部標準物質の自動添加

定量を内部標準法により行う検査方法について、分析装置による内部標準液の自動添加を可能とする。

検査方法によっては、分析段階で内部標準液を添加することが不適切な場合もあることから、分析装置による内部標準液の自動添加を行うに当たっては、あらかじめ各水質検査実施機関で確認すること。

（2）別表の改正

ア. 試料採取から試験開始までの期間の明確化

試料採取から前処理を含む試験の開始までの期間（以下「保管期間」という。）が示されていない検査方法毎に、試験の開始までの期間を保存による影響等を踏まえ明確化する。また、既に当該期間が示されている検査方法についても、同様の観点から修正を行う。

保管による検査結果への影響を最小限とするため、保管期間内の保管を前提とすることなく、可能な限り速やかに分析を行うべきであること。また、不測の事態によって保管期間を超過することが想定されるが、その場合には、水質検査結果報告書等に理由とともに記録すること。

イ. 培養時間の規定の改正

試験の実態を鑑み、別表第 2 における培養時間を「24 時間」から「24~28 時間」とする。

ウ. 前処理後の試験液量の設定

別表第 4 では、一斉分析を行う場合に対象物質ごとに測定を実施することが一般的であることから、対象物質ごとの測定が可能となるように前処理後の試験液量等を任意に設定できるようにする。

エ. 恒温槽の温度の明確化

恒温槽を温度一定で使用することを明確化するため、温度範囲内で一定の温度に保持できるものとするよう規定を変更する。

オ. 検量線の点数及び濃度範囲

検量線を作成する場合には、各別表の試験操作の項に示す検水の濃度範囲内で 4 段階以上

に調製した濃度既知の溶液を用いることとする。

カ. メスフラスコの使用の明確化

検量線用の調製溶液を正確に希釀するため、検量線作成時のメスフラスコの使用を義務づける。

キ. 空試験の実施の明確化

連続自動測定機器による方法等を除き、精製水等を用いた空試験を実施するように規定を整備する。また、従前、別表第12、第19及び第21において別の意に用いられていた「空試験」の用語を修正する。

ケ. 空試験の結果に問題があった場合の措置

空試験により算出された濃度が、別表の試験操作の項に示す検水の濃度範囲の下限値以上 の場合は、是正処置を講じたうえで一連の試験操作を再び行い、空試験の結果が当該下限値を下回るまで操作を繰り返すこととする。

なお、一連の試験操作を再び行う場合であるか否かを判定する際には、分析による誤差(無機試料±10%、有機試料±20%)を考慮して差し支えないこと。

ケ. オートサンプラーによる多検体測定時の濃度既知溶液の差し込み試験

検量線を作成する検査方法でオートサンプラーを用いて10以上の試料を連続して試験する場合には、以下の措置を行うこととする。

1) おおむね10試料ごと及び最後の試料の後に、検量線作成に用いた濃度既知の溶液の濃度範囲内の一定濃度(以下「調製濃度」という。)に調製した溶液について、検量線の作成の項に示す操作により試験を行い、その結果が調製濃度から一定の範囲内に含まれることを確認すること。

2) 当該範囲を超えた場合は、是正処置を講じたうえで、その試験の前に分析を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について1)の措置を講じ、その結果が当該溶液の調製濃度から一定の範囲を超えた場合は、検量線を再作成し、必要な試料の試験を再び行うこと。

この場合の調製濃度の目安としては、差し込み試験が機器の精度を確認するものであることから、当該試験における検量線の濃度範囲の中央値付近とすることを原則とすること。

また、オートサンプラーを用いて10未満の試料を連続して試験する場合には、最後の試料の後に同様の確認を行うことが望ましいこと。

3. その他所要の改正

別表第5の分析装置の要件の明確化、別表第17の標準液等の調製溶媒の変更を行うほか、字句修正を行う。

第2 関係通知の改正

1. 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日付健水発第101001号)の一部改正について
別紙1新旧対照表のとおり改正すること。

2. 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」(平成12年3月31日付衛水第21号)の一部改正について
別添を別紙2新旧対照表のとおり改正すること。

3. 厚生労働省健康局水道課長通知「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」(平成16年2月9日付健水発第020001号)の一部改正について
別添1を別紙3新旧対照表のとおり改正すること。

4. 厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改

正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」（平成 16 年 2 月 9 日付健水発第 020903 号）の一部改正について
別添 1 を別紙 4 新旧対照表のとおり改正すること。